

「道路交通法の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 43 号)」の解説

今年 6 月に公布された改正道路交通法の一部が、12 月 1 日に施行されました。

今回の改正では、自転車の通行に関する事柄が大きく変更されましたので、以下にその解説を示しています。

◆自転車の走る場所の規定

今まで自転車で走行する場合は、原則として車道の左端を走行し、危険と判断される場合等には自転車走行可の歩道や路側帯を走行することができました。

自転車走行可の歩道や路側帯を走行する場合は、走行する道路の側の規定は無く、進行方向の右側の歩道や路側帯でも左側の歩道や路側帯でも、自転車が走行可の場合はどちらの側でも走行することができました。

※路側帯の定義について＝(自転車の安全と快適利用「道路交通について」)の5ページ目参照※

今回の改正道路交通法では、自転車が路側帯を走行する場合、道路の進行方向左側の路側帯のみを走行できるとされています。

違反した場合は「3カ月以下の懲役か5万円以下の罰金」が科せられます。

理由としては主に、路側帯には車道との間に縁石等の明確な境界が無いため、自転車が進行方向右側の路側帯を走行すると、歩行者や対向してきた自転車を避けるために自身が車道側に出てしまうということが起きやすくなります。このため、自動車等車両との正面衝突が起きる危険性が高くなることから規定されたものです。

実際に自転車で走行すると、進行方向左側の路側帯を走行した場合のほうが、危険が少なくスムーズに走行できることを感じられると思います。

この改正道路交通法の施行により、自転車走行する場合は歩道を走行する場合を除いて、道路の進行方向左側を走行することになります。

◆自転車の検査等

今回の改正道路交通法には、自転車のブレーキについての新たな規定が盛り込まれています。

自転車には、前後に別系統のブレーキを備えることが義務付けられていますが、ブレーキが取り付けられていない自転車や、片側にしかブレーキを取り付けられていない自転車が、大々的に取り締まられてニュース等でも取り上げられていました。

今回の改正道路交通法では、前後に別系統のブレーキを備えた自転車であっても、制動力や操作性に疑問がある場合は警察官が検査を行うことができます。そして危険と判断された場合は、ブレーキの整備や運転継続の禁止を命じることができるようになりました。

命令違反には 5 万円以下の罰金が科せられます。